

練馬区地域福祉計画（令和7年度～10年度）（素案）に
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和6年12月11日から令和7年1月15日まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（令和6年12月11日号）へ掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館
分室を除く）、福祉部管理課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」
から閲覧

オ 児童館での閲覧

カ 関係団体等への説明

以下の関係団体等（5団体）に計画素案について個別説明等を行っ
た。

<ul style="list-style-type: none">・練馬区民生児童委員協議会・練馬区介護サービス事業者 連絡協議会・練馬区保護司会	<ul style="list-style-type: none">・練馬区障害福祉サービス 事業者連絡協議会・練馬区老人クラブ連合会
--	--

(3) 意見件数

41件（16名・2団体）うち子どもからの意見は15件（8名）

2 寄せられた意見の内訳 () 内の数値は子どもからの意見数

分 類	件数
第1章 計画の基本的な考え方	1 (0)
第2章 計画策定の背景	1 (0)
第3章 施策の内容	
施策の柱1 区民との協働と地域の支え合いを推進する	4 (0)
施策の柱2 誰もが安心して生活できる環境を整える	17 (3)
施策の柱3 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する	1 (0)
施策の柱4 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める	15 (12)
施策の柱5 権利擁護が必要な方への支援を充実する	2 (0)
第4章 練馬区の重層的支援体制の整備について	0 (0)
第5章 計画の推進に向けて	0 (0)
合 計	41 (15)

3 意見に対する対応状況

区分	内 容	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	5 (1)
○	素案に趣旨を記載しているもの	6 (1)
□	素案に記載はないが事業等において既に実施しているもの	13 (4)
△	事業等を実施する際に検討するもの	8 (5)
※	趣旨を反映できないもの	1 (0)
—	その他、上記以外のもの	8 (4)
	合 計	41 (15)

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
第1章 計画の基本的な考え方			
1	<p>予算の全体感が知りたい。費用対効果の観点が必要である。</p>	<p>取組項目には、今後検討するもの、他の事業の一部となっているものなどが含まれていることから、全体の事業費を示すことは困難です。</p> <p>各事業の経費については、財政状況や事業の実施・進捗の状況などを踏まえて、検討していきます。</p> <p>令和7年度の当初予算案では、一般会計の保健福祉費は約990億円、こども家庭費は約870億円計上しています。</p>	—
第2章 計画策定の背景			
2	<p>区の人口の状況などを示すグラフの横軸の目盛りについて、「推計」では、1年おきや、4年おき、5年おき、10年おきとまちまちであるため、正確にデータを把握したいので統一していただきたい。</p>	<p>グラフについては、出典の資料が異なるため、横軸の目盛りを統一することはできませんが、年ごとに数値を明記しました。</p>	—
第3章 施策の内容			
施策の柱1 区民との協働と地域の支え合いを推進する			
3	<p>子どもに限定しないマイクロライブラリーやまちの図書館のような活動について区にも知ってもらいたい。</p>	<p>令和4年11月に策定した「これからの図書館構想」で知識と人を繋げるアウトリーチの強化を掲げ、地域施設と連携したまちライブラリーを実施しています。引き続き、区民や地域と協働し、事業展開していきます。</p>	—

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
4	住んでいる担当の民生・児童委員を知らなかったり、そもそも民生・児童委員という制度を知らない人が多いように思う。民生・児童委員の活動を更に周知し、制度が十分に活かされるようにしてほしい。	区は民生・児童委員の活動周知のため、本計画に掲載している事業のほか、公共交通機関へのポスター掲示やリーフレットの配布などを実施しています。引き続き、民生・児童委員と相談しながら周知の充実を図ります。	○
5	街かどケアカフェの利用対象者は「どなたでも」となっているものの、実際には高齢者の利用がほとんどである。また、行われるイベントも高齢者をターゲットとしたものばかりである。幅広い年齢層向けのイベントを増やし、年代間の活発な交流が図れるよう工夫してほしい。	街かどケアカフェは、高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄れる地域の拠点です。「交流」、「相談」、「介護予防」に関する事業を行っています。 街かどケアカフェでは、高齢者や子育て世代が参加できる児童館とのハロウィンイベントや若手ボランティアによるeスポーツ講座等、多世代交流ができる事業を実施しています。また、夏には無料のお茶が飲めるクーリングスポットとして、高齢者以外の方にも多くご利用いただいています。 今後も、幅広い世代の方にご利用いただけるよう、様々な機会を設けていきます。	□
6	現役世代が気兼ねなくボランティア活動に参加できるよう、学校や企業、官庁などへボランティア休暇の取得を奨励していただきたい。	ボランティア休暇は、法定の休暇ではなく、事業者が独自に設ける休暇制度です。令和4年度に国が実施した調査によると、ボランティア休暇導入率は6.5%です。現在、国は事業者に対してボランティア休暇の導入を呼びかけています。区は国の動向を注視し、国の取組について、区内事業者へ情報提供していきます。	△

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
施策の柱2 誰もが安心して生活できる環境を整える			
7	全年齢向けの医療的ケアに対応したショートステイが望まれます。また、最後まで住み慣れた町で暮らしていくための療養型入所施設が必要と考えます。	三原台二丁目用地を活用し、重度障害者の通いの場や、全年齢を対象とした医療型ショートステイ、療養介護などの機能を備えた、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備します。	△
8	家族相談の必要性について計画に盛り込んでほしい。	家族も含めた世帯全体の包括的・継続的な支援に取り組む旨を追記します。	◎
9	各相談窓口の名称やどこにあるのかわかりづらく、また、声かけなどの積極性にかける。各相談窓口は、未だに縦割りで連携対応は少ない。「包括的な相談支援の推進」の現況と目標が実施となっているが、実態の分析、現状の問題点の確認、改善策の検討を踏まえた具体的な推進内容・施策はあるのか。	包括的な相談支援推進のために素案p38に記載のとおり、相談者からの相談を受け止め、本人に寄り添って対応します。相談を受け止めた窓口のみでは、解決が難しい場合は、他機関と連携し、適切な相談先へつなぎます。一人ひとりの特性に応じた支援体制づくりを進めるため、福祉保健関係機関合同研修会などを通して福祉・保健関係機関の連携強化を図ります。 名称や案内表示などを検討し、来庁された方のご意見を伺いながら、相談しやすい窓口づくりに取り組んでいきます。	○

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
10	<p>図表 福祉・保健等に関する主な相談窓口一覧に「からだやこころの健康に関する相談」の表現が曖昧である。</p> <p>発達障害やひきこもり等の特性に応じた相談を充実させ、周知してほしい。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、伝わりやすい表現に修正します。</p> <p>保健相談所では、発達障害やひきこもりなどの心の問題を抱える方やその家族を対象に精神科の専門医や保健師による相談を実施しています。引き続き特性に応じた相談を充実し、区報やホームページ、SNSなどで相談できる窓口の情報を周知します。</p>	◎
11	<p>複合的な課題を抱える世帯を支援する場合、チームで対応することが有効と思われる。地域包括支援センターや保健所の職員、ケアマネ、区の関係職員だけでなく、近隣の地域住民や福祉、司法等の専門職も一緒になって地域の課題に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>複合的な課題を抱える世帯への支援に当たっては、関係機関等が連携して支援を行う必要があります。これまでも、世帯の抱える課題に応じて、地域包括支援センターやケアマネジャー、区職員等だけでなく、地域の民生委員やボランティア団体等を含むチームで対応してきました。</p> <p>今後も引き続き、個々の課題やニーズに応じて、幅広い分野・立場の関係者によりチームを構成して、最適な支援方法を検討していきます。</p>	□
12	<p>虐待への「早期対応」について、その時間と活動内容を明確にするべき。</p>	<p>児童、高齢者、障害者に対する虐待に対して、それぞれ法令などに基づき、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。案件によって対応の内容は異なります。</p>	□
13	<p>虐待防止に関する周知啓発は、誰に対するものなのか。区職員・地域包括支援センター職員に対する周知啓発も必要である。</p>	<p>虐待の防止に向けて区職員に対し、研修などを通じて虐待の防止に関する理解を促進するとともに、区民の皆様、福祉サービス事業者への周知啓発に取り組む旨を追記します。</p>	◎

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
14	地域包括支援センターと総合福祉事務所の連絡会の開催が、現況・目標ともに年48回となっているが、実際の開催数・内容の点検・確認と形骸化していないかを確認したうえでの、目標設定なのか。	区内4か所の総合福祉事務所が、それぞれの地区内の地域包括支援センターとの連絡会を毎月開催しており、のべ年48回となります。 緊急対応や検討が必要な場合には、定期の連絡会の他に、随時実施しています。 連絡会では、国・都等の動向についての情報交換や地域ごとの課題把握などを密に行うため、今後も同様に開催していく考えです。	□
15	医療機関との連携強化等により、自殺願望者の洗い出しや気づきを精力的に進めてほしい。	日頃から区内および近隣区の精神科病院や診療所等と連携・協力して、希死念慮のある方などに対応するとともに、保健相談所において講演会や学習会等を開催し、区民・地域の理解も広げていきます。	○
16	少しでも質の高い福祉サービスを提供するために、福祉人材の確保・育成・定着の推進に、ボランティアの積極的な受け入れ・活用を検討してほしい。場合によっては、有償ボランティア制度の導入についても検討していただきたい。	福祉サービス利用者への直接的な支援は専門的な知識・技術が要求されるため、有資格者が従事しています。ボランティアは、福祉施設で清掃や洗濯、利用者の話を傾聴するなどの支援を行っています。有償ボランティアを募集している施設もあります。練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センターでは、福祉施設でのボランティア情報を紹介しています。	○
17	介護事業者の虐待や事故の未然防止も取組目標とすべきである。	主な取組に事業者向け高齢者虐待防止研修を追記します。	◎

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
18	<p>光が丘病院の跡後施設についてもっと広報し、たくさんの方に興味をもってもらいたい。</p>	<p>練馬光が丘病院跡施設に整備する医療・介護の複合施設については、これまでも住民説明会を開催するなど、周知に努めてきました。</p> <p>令和7年4月の開設にあたり、区報やホームページを活用するとともに、運営事業者からも関係団体などに広く周知するなど、積極的な広報を行っていきます。</p>	□
19	<p>保健福祉サービス苦情調整委員制度の苦情申立ての形式が利用者本位になっておらず、申立人の思いが伝わらない形である。介護事業者側の要請に沿った内容に修正しなければならず、公正・中立な立場が疑われる。</p>	<p>苦情申立書には、申立ての趣旨、理由等を記入いただきますが、条例に規定されている調査を申立人の意向に沿ったものにするため、内容の修正をお願いする場合があります。なお、苦情申立書の様式は、介護事業者の要請に応じて作成したものではありません。引き続き、公正・中立な立場で対応を行います。</p>	□
20	<p>保健福祉サービス苦情調整委員制度の苦情申立てを利用できない条件を案内すべきである。利用できない条件はなくすべきである。</p>	<p>練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例では、裁判や行政不服審査、議会審議などの手続中または手続により判断があったものについては、その判断が尊重されるべきであり、苦情調整委員への申立て事項から除外しています。申立てをすることができないと規定している事項については、区のホームページやパンフレットに掲載しています。</p> <p>申立ることができない事項についても、専門相談員がお話を伺い適切な相談窓口等をご案内しています。</p>	※

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
施策の柱3 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する			
21	<p>犯罪をしてしまった人を守ることも重要だが、再犯率の高いとされる性犯罪者や薬物依存者から区民を守る施策についても積極的に進めていただきたい。</p>	<p>区では、地域の防犯対策として、学校や関係各課、警察から寄せられた、子どもや女性への声掛け・weiseつ事案等の地域の犯罪情報について、「ねりま情報メール」により注意喚起を行っているほか、「安全安心パトロールカー」による強化巡回等を実施しています。</p> <p>引き続き、警察や関係機関等と連携しながら、地域の安全・安心を守る取り組みを推進していきます。</p>	□
施策の柱4 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める			
22	<p>外国人居住者が増加したことにより、ゴミの出し方などのトラブルが多発している地域があると聞いている。今後そのようなことにならないよう外国人に対する施策を進めていただきたい。</p>	<p>区ではこれまでも、外国人区民の転入時に資源分別リーフレット等の生活に必要な情報を多言語で提供しています。また、外国人区民を対象とした資源分別説明会や日本人区民と外国人区民の交流イベント等も実施しています。</p> <p>今後とも、外国人区民には日本の文化やルールを、日本人区民には異なる文化への理解を深めていただく取組等を通じて、国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせる地域づくりを進めていきます。</p>	□

No.	意見の要旨	区の考え方	対応区分
23	中国残留邦人は高齢になってきていると思われるが、日本語取得が不十分な方もいると懸念されるため、中国語で対応できる介護者、病院などの情報を開示してほしい。	練馬総合福祉事務所では、中国残留邦人に対して、医療・介護サービスの利用、健康相談や公的機関から援助を受ける際などにおいて、必要に応じ通訳者を派遣しています。また、介護認定を受けている方に対し、区内の居宅介護支援事業者から中国語を話せるケアマネジャーを紹介しています。	□
24	練馬区西部、特に新青梅街道の関町方面から交通の便の悪さがなかなか改善しない、みどりバスの運行本数増など、改善してほしい。また、区役所へのアクセス、障害のある方が利用する光が丘へのアクセスの不便さの解消を考えてほしい。	みどりバスについては、ルートの再編や利用者が多い時間帯の増便等の検討を進めていきます。 一方で、運転手不足等により、路線バスやみどりバスの減便が生じています。持続可能な交通へと再構築するため、バスのあり方を見直す必要があります。令和8年度を目途に新たな地域公共交通計画を策定することとしています。	—
施策の柱5 権利擁護が必要な方への支援を充実する			
25	成年後見制度の課題・問題点についてパンフレット等で周知もすべきである。	区民が成年後見制度についてより理解を深められるよう、啓発パンフレットの内容について、検討していきます。	△
26	成年後見制度が活用しやすい制度となるよう、国・都に提言、申し入れをすべきである。	現在、国の法制審議会において成年後見制度の見直しの調査審議が行われています。計画に制度の見直し内容について追記しました。区は、国の動向を注視し、必要に応じて国・都に申し入れをしています。	○

5 区民からの意見（まとめ）と区の考え方（子どもからの意見）

No.	意見のまとめ	区の考え方	対応 区分
第3章 施策の内容			
施策の柱2 誰もが安心して生活できる環境を整える			
1	<p>障害のある子どもたちが大人になった時のサポートがもっと充実すると良い。当事者だけでなく、家族まで含めた支援を増やしてほしい。</p>	<p>区では、障害のある人が仕事を見つけたり、日中に活動できる場所を増やしたりしています。成長の段階に合わせて必要とするサポートを提供しています。また、障害のある子どもやその家族のために、子育てのコツを学ぶ講座や、障害のある子どもの兄弟姉妹（きょうだい見）をサポートする取組も行っています。取組がより伝わるように記載を修正します。</p>	◎
2	<p>普通の公立高校や私立高校にも特別支援教室や特別支援学級があると良いと思います。</p>	<p>高等学校は東京都が担当しています。高等学校には、通信制、単位制、定時制など、いろいろな種類があり、学校ごとに学ぶ内容も違います。都立高校では「通級による指導」を行い、区立小中学校の特別支援教室と同じようなサポートを提供しています。</p>	—
3	<p>区内のすべての学校に、教室にいろいろな子や不登校の子のための部屋を作してほしい。</p>	<p>区では、学校の中に安心して過ごせる特別な部屋を作る「別室対応」を進めています。これからは、その部屋でお手伝いしてくれる人を増やして、もっと良い場所にしていきます。</p>	□

No.	意見のまとめ	区の考え方	対応 区分
<p>施策の柱4 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める</p>			
4	<p>上石神井団地の規模をこれ以上増やしてほしくない。</p>	<p>都営上石神井団地は古くなっているので、東京都が新しく建て直しています。新しい建物の数は、今ある建物の数と同じくらいになります。</p>	—
5	<p>校庭を人工芝にしてほしい。</p>	<p>校庭を人工芝にするためには、人工芝を敷くための工事や、その後の定期的な張替えにたくさんのお金がかかります。そのため、これから他の学校で人工芝を使う予定はありません。なお、区内で校庭を人工芝にした学校は1校だけです。その学校は、校庭が北側にあり、校舎が南側にあります。校庭がぬかるんだときに乾きにくく、長い間使えないことがあったため、人工芝を使うことにしました。</p>	—
6	<p>区内の公園はどこも同じような遊具が多いため、いろいろな遊具を設置してほしい。</p>	<p>公園をきれいにしたり、新しくしたりする計画を考えるときに、地域の人たちから意見を聞く機会を作ります。利用するみなさんが好きな公園となるよう取り組みます。</p>	△
7	<p>座るところがいっぱいある公園がほしい。</p>		△

No.	意見のまとめ	区の考え方	対応 区分
8	こども食堂のように公園で炊き出しのボランティアをしたい。	ボランティアをしたいという気持ちをもつことはすばらしいことです。公園では基本的に火を使うことができないので、炊き出しはできませんが、他にも様々なボランティアがあります。練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センターに相談してみてください。	—
9	公園などにWi-Fi環境を整えてほしい。	区では、誰でも区の情報を簡単に見られるように、駅や観光施設など多くの人を訪れる場所で無料のWi-Fi「Nerima Free Wi-Fi」を提供しています。災害が起きたとき、このWi-Fiを使えば、家族が無事かどうか確認したり、災害の情報を知ることができます。	△
10	屋根があってWi-Fiがあるところを作ってほしい。	Wi-Fiを使えるようにするには、各施設に特別な機械を設置する工事が必要です。そのため、Wi-Fi環境が整っていない公園などの環境整備をするかどうかは、お金の使い方や施設の改修状況を見ながら考えていきます。 なお、春日町と南大泉の青少年館では、令和7年度中にWi-Fiを使えるようにする予定です。	□

No.	意見のまとめ	区の考え方	対応 区分
11	<p>中高生専用の個室 で、雨の日でも遊べる 場所を作ってほしい。</p>	<p>中高生専用の個室はありませんが、 児童館の中高生タイムでは中高生が 優先的に部屋を使用することができます。 また、春日町青少年館では、定期的に レクホールなどの部屋を開放していま す。中高生専用ではありませんが、スポ ーツや将棋などを楽しむことができま す。</p>	□
12	<p>ブランコがあると ころを作ってほしい。</p>	<p>公園をきれいにしたり、新しくしたり する計画を考えると、地域の人たち から意見を聞く機会を作ります。利用す るみなさんが好きな公園となるよう取り 組みます。</p>	△
13	<p>サッカーやバスケ ができる広い場所が ほしい。</p>	<p>サッカーやバスケ ができる広い場所が ほしい。</p>	△
14	<p>性教育を受けた い。下ネタを言っても 怒られないところが ほしい。</p>	<p>性教育を受けたいことを、まず担任の 先生などに相談してみてください。 区では、子どもたちが不安や悩みを相 談しやすいように、学校にスクールカウ ンセラーや心のふれあい相談員を配置 しています。また、メールや電話で相談 できる窓口も用意しています。不安や悩 みがあるときは、まずは信頼できる大人 に相談してみてください。</p>	□

No.	意見のまとめ	区の考え方	対応 区分
15	<p>ユニバーサルデザイン体験教室に参加したが、時間が短く、もっといろいろなことをやってみたかった。いろいろなことを知れてよかった。</p>	<p>ユニバーサルデザイン体験教室に参加してくれてありがとうございます。開催時間は自由に組み立てることができるので、先生に意見を伝えてみてはいかがでしょうか。</p> <p>学校でのユニバーサルデザイン体験教室の他にも、地域の人たちが学べる地域講座も用意しています。ユニバーサルデザインについて、少しずつ学べる機会がありますので、ぜひ参加してみてください。</p>	○